



# 令和 8 年度 学校経営方針

小平市立小平第三小学校  
校長 牧田 淳一

## 1 はじめに

教育基本法の理念の下、基礎教育を担う小学校教育の使命を自覚し、児童の健やかな成長を期し、その実現のための指導・支援に力を尽くす。また、令和5年2月に小平市教育委員会から示された第二次小平市教育振興基本計画（令和5年度～令和14年度）にある教育の目標、

【自立】自分を認め、他者を認め、一人ひとりの子どもの良さや可能性を最大限に引き出す。

【共生】学校・家庭・地域がつながり、持続可能な教育環境をつくる。

【貢献】一生涯にわたって学び受け継がれる小平の教育の好循環をつくる。

を踏まえ、**【こどもの幸福】を最上位の目的にし、自己肯定感の育成・向上を目指す。**

自己肯定感の育成・向上のためにすべての教育活動において、

### 3つの柱【関係性】【有能感】【自発性】

を意識し、「こどもが生き生きと活動する学校」を目指していく。また、確かな信頼を得るよう学校経営・運営を全教職員が教育課程及び学校経営方針の具現化を推し進める。

## 2 めざすこども像

### (1) 教育目標

◎考える子（今年度の重点）      ○やさしい子      ○元気な子

### (2) 年度の重点

教育目標の「考える子」を重点目標に設定し、身に付けるべき資質能力である「思考力・判断力・表現力」を高められるよう、校内研究を軸とした授業力向上に努めていく。

## 3 めざす学校像

### (1) こどもが生き生きと活動する学校

#### ①自己存在感の感受 【有能感・関係性】

- ・学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、こどもが実感する。
- ・ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育む。

#### ②共感的な人間関係の育成 【関係性】

- ・学級経営において教員とこども、こども同士による生活集団を、認め合い、励まし合い、支え合える学習集団にしていく。
- ・自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を構築する。

#### ③自己決定の場の提供 【主体性】【有能感】

- ・こどもが自ら考え、選択し、決定する等の体験を重視する。
- ・こどもの自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていく。

#### ④安心・安全な風土の醸成 【関係性・主体性】

- ・他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではないため、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、こども自らがつくり上げるようにする。

## (2) 家庭・地域に信頼される学校

- ① 教育活動を何時でも公開する。
- ② 教育方針や学校の取り組みを積極的に伝える。(各種便り、ホームページ、掲示等)
- ③ 内部(教師・保護者・こども)及び外部の評価をもとに学校づくりを推進していく。
- ④ 家庭・地域と協力・連携し、安全対策に取り組んでいく。
- ⑤ 保教会・地域行事に参加・協力していく。
- ⑥ 家庭で躰、学校で学び、地域で育てることを大切にする。
- ⑦ CS、PTA、青少対、学校の連携を充実させていく。

## 4 めざす教師像

### 【教育は人なり ～最高の教育環境は教師自身～】

教員の職務は、人間の心身の発達にかかわっており、その活動は、こどもたちの人格形成に大きな影響を与える。「教育は人なり」といわれるように、学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが極めて大きい。このような重要な職責を遂行するため、教員としての使命感や誇り、教育的愛情等をもって教育活動に当たり、研究と修養に努めていく。

### (1) こどもの可能性を信じ抜く教師

- ・こどものありのままの姿をまずは受け入れ、こどもの可能性を引き出す教師
- ・教師はこどもの幸福のためにあるとの自覚のもと、粘り強くこどもとかわる教師

### (2) 絶えず研修と修養に努める教師

- ・理論と実践の往還を重んじ、効果的な指導法を探究する教師
- ・校内研究及びその他の研究会等を活用して積極的に学びを深める教師

## 5 具体的な取組

### (1) 確かな学力の育成

#### ◎校内研究会の充実

- 教師の主体的・対話的で深い研究の推進
- 教員同士が授業を参観し合い、授業力を高め合う体制づくり
- ・「主体的・対話的で深い学び」「ICT教育の推進」等の推進
- ・交換授業、教科担任制によるきめ細やかな指導
- ・東京ベーシックドリル、デジタル教材の活用と図書館機能の充実

### (2) 豊かな心の育成

#### ◎特別活動の充実

- 学級会の話し合いをとおして、「折り合い」を付けながら学校生活をよりよくする考え方や実践を積み重ねる。
- 異学年齢による縦割り集団の交流を通して社会性を育てる。
- 遊びに場の工夫や児童会活動を通して豊かな人間関係を育成する。
- 学校行事や学年・学級の諸行事等で一人一人に活躍の機会と場を与え、場の設定やねらい、内容を工夫して自己有用感、所属意識を高めるものとする。
- ・基本的生活習慣の定着
- ・あいさつ週間、あいさつ運動の充実
- ・道徳の授業改善
- ・青少年赤十字(JRC)の活動を広めボランティア、国際理解等の取組を進める

### (3) 健やかな体の育成

- ・ 体育科の授業改善及び校内自主研修
- ・ 持久走、短縄、長縄等の体力向上に向けた取組
- ・ 食育の推進
- (4) 安心・安全な学校
  - ・ 施設設備の日常、定期、臨時点検
  - ・ 交通安全指導の徹底
  - ・ 実践的な避難訓練等の実施
- (5) 教育相談・特別支援教育の充実
  - ・ 校内委員会の定期開催
  - ・ 個別支援の充実
  - ・ 特別支援教室との連携
- (6) 家庭・地域との連携
  - ・ コミュニティスクール、PTA、青少対との連携強化
  - ・ 小中、幼保小の連携強化
  - ・ HP 等の活用による情報発信

## (6) 学校運営の基本

- ・ 学校経営方針を受け、教育目標や児童の実態に即した自己申告(キャリアプラン)、学年・学級経営案(専科経営案)、週毎の指導計画(週案)を作成する。週案については計画・実践・評価・改善に生かし、毎週金曜日に提出する。(写しをファイルし、学校で保存する)
- ・ 学校経営方針に沿った企画を各分掌で行う。また、報告・連絡・相談を確実に行う。  
(主幹教諭・主任教諭・各主任との連携)
- ・ 初任者、2・3年次教員の組織的な育成を図る。OJTの推進。
- ・ 広報活動を工夫し、小平第三小の教育を保護者・地域に積極的に情報発信する。
- ・ P T A、地域行事に積極的に参加・協力し児童の健全育成をともに推進する。
- ・ 特別支援教室と連携し、専門性を生かし特別支援教育を推進する。
- ・ 企画会議を軸に主幹教諭が各分掌の進捗状況を把握し、主任教諭との連携を密にする。
- ・ 管理職となる人材を意図的、計画的に育成していく。それぞれに学校の課題を把握させ、取組目標を設定し、実施状況についてフィードバックしていく。
- ・ 副校長と連絡、相談を密にし、学校運営のパートナーとして活躍させていく。

## (7) 教職員としての心構え

教職員の服務に関する不祥事は、児童はもとより保護者・地域に大きな影響を与え、学校の信用を失うことになる。服務に例外はなく、公務員として、憲法・教育基本法・学校教育法はもとより、地方公務員法・地方公務員特例法等で規定された責務を自覚し、全体の奉仕者として職務を遂行しなければならない。

以下留意点を示す。

- ・ 出退勤時刻、出退勤・出張等の勤務の様態表示(出退勤システムの活用)
- ・ 通勤、退勤時の服装に注意、自転車通勤(交通違反、法令、自転車利用安全5則の厳守、ヘルメットの着用(努力義務ではあるが公務員として積極着用))
- ・ 出張後の復命及び直帰の際の電話連絡等の厳守。
- ・ 教育公務員として、さらには社会人としての常識ある言動、服装等の堅守。
- ・ 通勤届として出された通勤手段で通勤。
- ・ いかなる理由があろうとも、体罰は厳禁。暴言も禁止。
- ・ 保護者、児童とのSNS、メール、ライン等のやり取りは厳禁。
- ・ 児童・保護者・地域・同僚職員等へのセクシャルハラスメントの禁止。身体接触の禁止。
- ・ 個人情報(文書・データ)の学校外への持ち出し、学校内への持ち込み禁止。
- ・ 人権感覚を磨き、人権への配慮を常に意識して教育活動に当たる。児童に対する言葉遣い、対応に十分配慮。(人権プログラムの活用)

# 学校組織方針（事務職員）

## 1 教育目標

### 1 教育目標

- ◎ 考える子（今年度の重点）
- やさしい子
- 元気な子

特別支援教室においては、児童一人一人の障害の状況や発達段階を正確に把握し、その児童の特性に応じた個別の指導を徹底することによって自立するために必要な生きる力を身に付けさせる。

- 基本的な生活習慣を確実に身に付け、自立心を育てる。
- 互いに助け合い、思いやる豊かな心を育てる。
- ねばり強く最後までやり通す気持ちを育てる。

## 2 安全で安心して学べる学校を目指して

- ・ 児童の教材教具の点検を随時行い、備品・消耗品の適切な執行管理をすること。
- ・ 常にコスト意識を持ち、予算の効率的かつ計画的な執行に努めること。四半期毎に予算の執行状況を明らかにすること。
- ・ 児童の学びやすい環境の保持・改善に努め、短期及び中・長期の年次計画を立て予算編成を行うこと。
- ・ 校内巡視を随時行い、施設・設備等の瑕疵があるときは、速やかに改善措置を行うこと。その際、委託用務員との連携を図るとともに、副校長に報告すること。
- ・ 緑化事業を推進するなど、学習環境の改善・充実に努めること。

## 3 保護者・地域の信頼を得るために

- ・ 保護者・地域関係諸機関等の電話対応・挨拶等、接遇には十分配慮すること。
- ・ 運動会・学芸会・学校公開の学校行事の際の受付・連絡業務等、明るく誠意ある対応を行う。

## 4 事務職員として

- ・ 学校経営支援組織を設置し、学校全般を見通した業務に取り組むこと。
- ・ 小平第三小学校の一員として学校運営に積極的に参画すること。
- ・ 給与事務、経理事務、福利厚生事務等速やかに行うとともに委託用務員業務についても常に把握し連絡調整を図ること。
- ・ 学校給食会計・私費会計等、金銭授受に関する業務については、常に複数で当たり適切に処理すること。
- ・ 事務職員として実務研修等の研修に励み、絶えず自己の資質向上に励むこと。
- ・ 事案決定手続きを適切に行い、文書の収受、保管、保存、廃棄等の文書処理を適切に行うこと。
- ・ サービスの厳正に努め、常に全体の奉仕者としての自覚を持って行動すること。
- ・ 情報管理を確実にし、特に個人情報の管理は厳正に対処すること。